

諮 問

北川流域委員会設立準備会 委員長 殿

北川流域委員会設立準備会に対する諮問

平成9年の河川法改正により、河川管理者は河川整備の長期的な計画の基本となるべき事項(河川整備基本方針)と、今後20～30年の具体的な河川整備に関する事項(河川整備計画)をそれぞれ策定することになり、後者は必要に応じて学識経験を有する者の意見を聴くとともに、公聴会等により地域住民の意見を反映する手続きを導入することとなった。

これにより、北川水系河川整備計画を策定するため、北川に関し学識経験を有する者から意見を聴くことを目的に「北川流域委員会(以下、「流域委員会」という。)」を設置することとし、さらに流域委員会の透明性・中立性等を確保するため、第三者による「北川流域委員会設立準備会(以下、「設立準備会」という。)」を設置することとした。

ここに、設立準備会に対し、北川にふさわしい流域委員会の委員構成・運営など流域委員会のあり方を諮問するものである。

平成19年3月22日
国土交通省近畿地方整備局
福井河川国道事務所長
三 輪 準 二